

紋別市大規模盛土造成地マップについて

はじめに

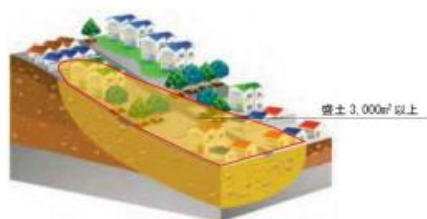
阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの際に、谷や沢、傾斜地を大規模に盛土した造成地（大規模盛土造成地）で、崖崩れや土砂が流出する被害が発生しました。国は、このような災害を未然に防止し、軽減することを目的に、大規模盛土造成地を把握するための調査などを支援する「宅地耐震化推進事業」を進めています。

そのため、国では、紋別市の大規模盛土造成地の抽出を行い、大規模盛土造成地マップを作成しました。マップの公表は大規模盛土造成地が身近に存在することを知らせていただくことで、市民の皆様の防災意識を高め、災害の防止や被害の軽減につなげることを目的にしています。

なお、マップは大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示すものであり、マップに示された箇所が地震時に必ずしも危険というわけではありません。

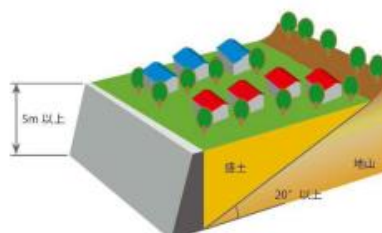
大規模盛土造成地とは

下記のいずれかに該当する盛土が行われた造成地を「大規模盛土造成地」と呼びます。



谷埋め型盛土

谷や沢を埋めた、面積が3,000㎡以上の盛土



腹付け型盛土

造成前の地盤の角度が20度以上でかつ、盛土の高さが5m以上の盛土

(出典: 国土交通省資料より作成)

※紋別市には、腹付け型盛土なし

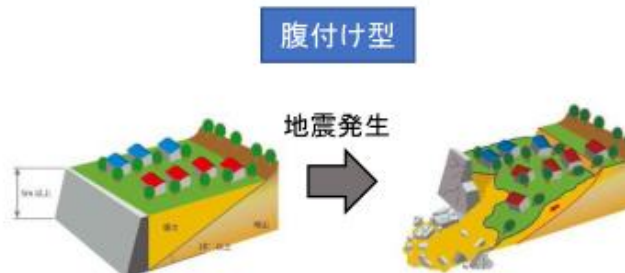
大規模盛土造成地でみられる被害とは

地震による大きな揺れにより、盛土された造成地が滑ったり崩れたりする「滑動崩落」が発生することがあります。



谷埋め型

地震発生



腹付け型

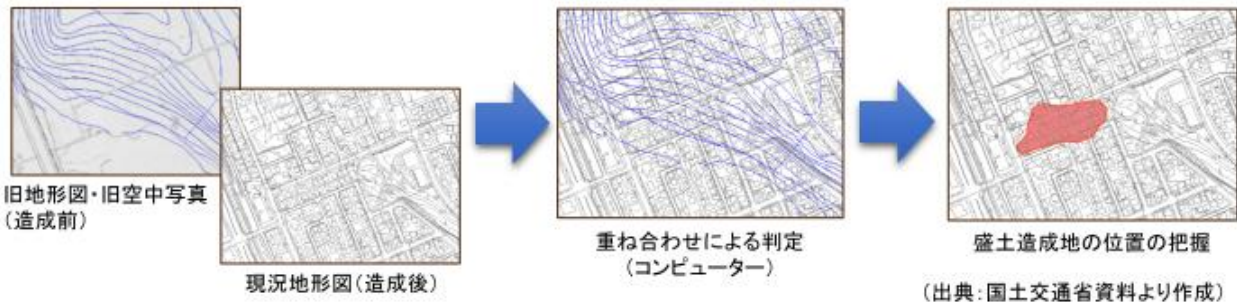
地震発生

(出典: 国土交通省資料より作成)

※紋別市には、腹付け型盛土なし

大規模盛土造成地の調査方法

国では、令和元年度に紋別市内全域を対象に、大規模盛土造成マップの作成のための調査を行いました。造成前と造成後の地形データを重ね合わせ、その標高差や地形情報から大規模盛土造成地を抽出しました。



大規模盛土造成地に関する Q&A

Q1.公表されたマップに示されている箇所は危険ということですか。

A1.公表したマップは危険箇所を示したのではなく、市内における大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示したものです。大規模盛土造成地であるから、地震時に必ずしも危険というわけではありませ
ん。また、個々の敷地までを特定するものではありませんのでご了承ください。

Q2.宅地に大規模盛土造成地が含まれた場合、何か対策が必要ですか。

A2.このマップは、地震に対する危険度を示したものではありませんので、特別になにかしなければならないということはありませんが、大規模盛土造成地が身近にあることを知り、日頃から宅地の点検を行うなど、防災意識を高めていただきたいと考えています。点検の際は、国土交通省ホームページにある「わが家の宅地安全マニュアル」のチェックポイントを参考にしてください。

Q3.宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、建物を建て替える際に制限がかかりますか。また、宅地建物取引業に規定する重要事項説明書に記載する必要はありますか。

A3.大規模盛土造成地であることで建築が制限されることはありません。また、土地売買の際の重要事項説明書に大規模盛土造成地の有無の記載は求められていません。

Q4.マップをインターネットで見られない人は、どこで閲覧できますか。

A4.紋別市役所4階都市建築課窓口で閲覧することができます。

【宅地防災に関するホームページ】

- 国土交通省 宅地防災 <http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>
- 大規模盛土造成地の滑動崩落対策 http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000004.html
- わが家の宅地安全マニュアル <http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

【お問い合わせ先】

〒094-8707 紋別市幸町2丁目1番18号 紋別市 建設部 都市建築課 都市計画係
TEL 0158-24-2111 FAX 0158-23-1019 E-mail toshi@city.mombetsu.lg.jp